

真のタックスパイヤーをめざす

UENO



NO.478



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

平成29年度 税制改正大綱

中小企業者に係る法人税の 軽減税率が延長される!

法人会の改正要望実現へ

政府は、平成28年12月22日に平成29年度税制改正大綱を閣議決定しました。賃上げの促進や「攻めの投資」を支援するため、中小企業者について、法人税の軽減税率の延長や所得拡大促進税制の拡充、研究開発税制の見直し等が盛り込まれました。

法人税関係

■中小企業者に係る軽減税率の延長

中小企業者について、年800万円以下の所得に係る法人税率を15%に軽減する措置が2年間延長されます。

■所得拡大促進税制の拡充

中小企業者について、現行の支援措置(24年度からの給与増加額の10%税額控除)に加え、前年度比2%以上賃上げした企業は、前年度からの給与増加額の12%税額控除を受けることができます。これは、従来に比べて倍以上の税額控除となる可能性があり、中小企業者にとって朗報です。

■研究開発税制についての見直し

研究開発費(試験研究のための人件費や経費など)の一定割合(現行12%)を法人税額から控除する研究開発税制について、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大17%まで控除割合を上乗せする仕組みが新たに導入されます。また、控除できる上限について、現行法人税額の25%までのところ、研究開発費の増加率が5%を超える場合には、最大10%上乗せ(最大35%まで)する仕組みも導入されます。

■中小企業向け設備投資促進税制の拡充

中小企業投資促進税制における生産性向上設備に係る即時償却について、その対象

資産に全ての器具備品及び建物附属設備が加えられます。取得価額までの即時償却と、その取得価額の7%(中小企業者等は10%)の税額控除との選択適用が可能です。

■地域中核企業向け設備投資促進税制の創設

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の改正を前提に、一定の地域内に特定地域中核事業施設を新設又は増設した場合に、その設備投資について特別償却又は税額控除が認められます。

■確定申告書提出期限に関する延長特例の見直し

法人が会計監査人を置いている場合、定款の定めなどを勘案して、各事業年度終了の日の翌日から4ヶ月を超えない範囲で申告期限が延長できます。従来に比べ1ヶ月の延長で、株主総会の時期などについて自由度が高まります。

所得税関係

■配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者がいる場合に適用する配偶者控除が次の通りとなります。なお、合計所得金額が1,000万円を超える者については、配偶者控除が適用できないこととなります。

居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

また、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額は38万円超123万円以下に変更になります。(現行は38万円超76万円未満)この改正により、配偶者の給与収入額が150万円までは、38万円の控除が利用できる可能性があります。本改正は、平成30年分の所得税から適用されます。

■積立NISA制度の創設

非課税累積投資契約に対する非課税措置(積立NISA制度)を創設して、従来のNISA制度と選択して適用することが可能となります。積立NISA制度の年間投資上限額は40万円で、非課税口座開設から20年間、その口座の配当等について所得税及び住民税が非課税となります。

相続税・贈与税関係

■事業承継税制の見直し

災害等の発生前に事業承継税制の適用を受けていた会社又は受けようとしていた会社については、被害の程度に応じて、雇用確保要件を免除すると共に、災害の被害を受けた会社が破産等をした場合には、経営承継期間内でも猶予税額が免除されます。

雇用確保要件について、相続開始時又は贈与時の常時使用従業員数に100分の80を乗じて計算した数に端数が生じた場合に切り捨てることとなります。現行は切り上げ計算でしたので、小規模企業にとっては、有利に計算される場合があります。

事業承継税制と相続時精算課税の併用が可能となります。事業承継税制は、雇用確保要件などで取消が大きなリスクでしたが、相続時精算課税と併用することで2,500万円の控除と税率が20%で済むことでリスクヘッジが可能となります。

基本的には平成29年1月1日以後に相続・贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。なお、一定の経過措置が講じられる予定で、それ以前の相続税又は贈与税についても対象になる可能性があります。

■国外財産に対する相続税等の納税義務の範囲の見直し

国内に住所を有しない日本国籍を有する相続人に対する相続税の納税義務について、国外財産を課税対象外とする要件が、被相続人及び相続人が相続開始前10年以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととされました。現行は5年以内ですから、ずいぶん厳しい要件となります。本改正は、平成29年4月1日以後の相続又は贈与に対する相続税又は贈与税について適用されます。

その他

■タワーマンションに対する固定資産税・不動産取得税

タワーマンション節税が問題視されていることを受けて、タワーマンションについての固定資産税・不動産取得税について、単純な面積による計算ではなく取引単価に応じた補正を行うことになりました。一般的に上層階は増税、下層階は減税されることとなります。

■車体課税の見直し

自動車重量税については、燃費基準を見直し2年間延長されます。また、自動車取得税に対するエコカー減税、自動車税におけるグリーン化特例についても、燃費基準を見直し2年間延長されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL: 03-5363-5958

FAX: 03-5363-5449

HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

支部・地区だより

竹町支部

竹町支部 (麻生支部長)

【親子バスハイク】



平成 28 年 10 月 30 日 (日) 新江ノ島水族館他
新江ノ島水族館、キリンビール
横浜工場を見学しました。

【竹町地区コミュニティ祭】



平成 28 年 11 月 6 日 (日) 平成小学校体育館
文化系クラブの発表を主体に他
団体合同で影絵劇も行いました。

【防災訓練】



平成 28 年 11 月 5 日 (土) 竹友会館
上野消防署の協力を得て防
災講習会等を行いました。

【初午もちつき大会】



平成 29 年 2 月 5 日 (日) 金刀比羅神社・竹友会館
神社参拝の子供達、町会員に
お菓子とお餅を配布しました。

竹町南地区

【秋の餅つき大会】



平成 28 年 11 月 12 日 (土) 金刀比羅神社境内
子供から大人まで賑やかな掛け
声と共に餅つきを楽しみました。

台東四丁目地区

【日帰りバス旅行】



平成 28 年 11 月 13 日 (日) 千葉県勝浦方面
養老溪谷散策、みかん狩り
等を行い楽しい一日でした。

佐竹地区

【お楽しみ縁日】



平成 28 年 11 月 23 日 (水) 秋葉神社前
天候に恵まれ、朝早くから
大勢の人達で賑わいました。

二長町地区

【秋の歩け歩け】



平成 28 年 10 月 30 日 (日) 茨城県大洗
梨狩りや納豆博物館見学等
を楽しみました。

【家族揃って 御徒町一丁目地区 バーベキュー大会】



平成 28 年 10 月 23 日 (日) 有明臨海防災公園
天候に恵まれ子供達も調理を
手伝い楽しい一日でした。

長者町一丁目地区 (安田地区長)

【もちつき大会】



平成 28 年 12 月 11 日 (日) 上野 3-5・8 町会内路上
子供と大人で餅をつき、皆
様にお餅を振る舞いました。

【町会内大江戸清掃隊清掃】



平成 28 年 4 月 ~ 平成 29 年 3 月 長者町一丁目町会内
多くの方に参加していただき
毎月 1 回町内清掃を行いました。



東上野支部

東上野支部

【東上野地区ボウリング大会】



平成 29 年 2 月 19 日 (日) アイビーボウル向島
幅広い年齢の方が参加して世
代を超えた交流ができました。

東上野車坂地区

【ファミリークリスマス】



平成 28 年 12 月 23 日 (金) グリーンパーク
多くの方が参加して税金クイ
ズ等で盛り上がりました。

もちつき大会および 東上野稲神地区

【AEDの使い方講習会】



平成 28 年 12 月 11 日 (日) 天理教前庭
消防署員の協力のもと、餅つ
き、AED 講習会を行いました。

上野支部

黒門地区

【歳末警戒】



平成 28 年 12 月 28 日 (水) 黒門町会会館
町会員と黒門小学校の児童
と共に町内を巡回しました。

【歳末警戒】



平成 28 年 12 月 27 日 (火) ~ 30 日 (金) 東上野宮元町会内
町内の防火・防災の警戒
(火の用心) を行いました。

東上野宮元地区 (矢口地区長)

【甘酒の会】



平成 29 年 1 月 1 日 (日) 下谷神社
初詣の人々に甘酒を提供して
寒さを和らいでもらいました。

【地護稲荷初午祭】



平成 29 年 2 月 11 日 (土) 地護稲荷神社
参拝者にお雑煮を振る舞い、
子供にはお菓子を渡しました。

元黒門町地区

【歳末パトロール】



平成 28 年 12 月 28 日 (水)・30 日 (金) 元黒門町内
上野警察署防犯課の協力を得て
元黒門町内をパトロールしました。

上野支部

仲御徒町中地区 (関地区長)

【町内ふれあいフェスティバル】 【夜警】



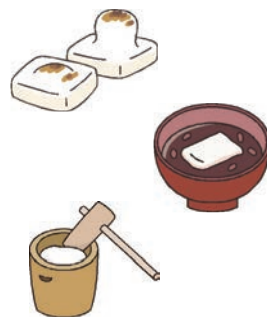
平成 28 年 12 月 7 日 (水) 関マークビル
フランクフルト、お汁粉を無料配布しました。
平成 28 年 12 月 26 日 (月) ~ 28 日 (水) 関マークビル
例年通り大勢の町会員の方が参加し、町内を2回廻りました。

上車坂町地区

【もちつき大会】 (川崎地区長)



平成 28 年 12 月 4 日 (日) 上車坂町会内
大勢の方が参加し、お雑煮等のお餅を楽しんでいただきました。



入谷支部

入谷支部

【施設見学会】 (服部支部長)



平成 28 年 11 月 29 日 (火) 国立西洋美術館
国立西洋美術館、下町風俗資料館等を見学しました。

上根岸地区

【もちつき大会】 (渡邊地区長)



平成 28 年 12 月 4 日 (日) 元三島神社境内
ゲームの景品のお菓子やお汁粉、お餅を配布しました。

金杉支部

金杉支部

【金杉っ子まつり】 (水野支部長)



平成 28 年 10 月 30 日 (日) 柏葉中学校校庭
大勢の方が参加し、屋台やゲーム等を楽しんでいました。

金杉一丁目地区

【餅つき大会】 (鈴木地区長)



平成 28 年 12 月 4 日 (日) 世尊寺前通り
今年は子供達の参加が多く、活気ある楽しい一日でした。

根岸二丁目地区 (堀口地区長)

【日帰りの旅】



平成 28 年 11 月 13 日 (日) 房総勝浦温泉
房総勝浦温泉「ホテル三日月」で昼食と入浴を楽しみました。

【子供餅つき大会】



平成 28 年 12 月 4 日 (日) 根岸二丁目児童遊園
お餅に海苔、ゴマ等を付けみんなで美味しくいただきました。

下谷東地区 (稲垣地区長)

【メロン狩りバスツアー】



平成 28 年 10 月 5 日 (水) 栃木県日光市他
ひたち海浜公園見学後、岩瀬農場でメロン狩りを行いました。

【日帰り旅行会】



平成 28 年 11 月 20 日 (日) 日光東照宮
日光東照宮参拝、りんご狩り等で楽しい交流ができました。

中根岸地区

【子供餅つき大会・防災訓練】 (竹田地区長)



平成 28 年 12 月 11 日 (日) 防災広場根岸の里
多くの子供達が参加して餅つきやはしご車体験等を行いました。

北上野二丁目地区

【クラワ-アレンジメント教室】 (上山地区長)



平成 28 年 12 月 28 日 (水) 山伏会館
お正月用のお花のアレンジメントを楽しみながら学びました。

金杉仲通地区

【もちつき大会】 (有賀地区長)



平成 29 年 1 月 29 日 (日) カワサン駐車場
子供達は楽しそうに餅つきを行っていました。

金杉二丁目地区

【餅つき大会】 (新井地区長)



平成 28 年 11 月 27 日 (日) 金杉通りナカヤの横路地
子供達は慣れない手つきで餅つきを楽しんでいました。

下谷一丁目地区

【もちつき大会】 (小泉地区長)



平成 28 年 12 月 18 日 (日) 台東区社会福祉協議会裏駐車場
つきたてのお餅にみんな笑顔で和やかな時を過ごしました。

谷中支部

谷中第二地区

【餅つき大会】 (山本地区長)



平成 28 年 12 月 18 日 (日) 谷中初音児童遊園
飛び入りでお餅をつく方や子供達の参加も多く大盛況でした。

竜泉三丁目泉地区

【もちつき大会】 (恒次地区長)



平成 29 年 1 月 15 日 (日) 泉町会会館前
お餅やお茶を用意してみんな楽しい時間を過ごしました。

金杉上町地区

【焼いもクリスマス会】 (水野地区長)



平成 28 年 12 月 23 日 (金) 朝日弁財天境内
多くの方が参加して焼いも、ゲーム等で楽しく過ごしました。

平成28年度

税制改正の概要とポイント

〈税制セミナー〉

【日時】平成28年10月6日(木) 14:00～16:00

【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】東京上野税務署 資産課税部門 **経廣 賢介** 上席国税調査官
 法人課税第1部門 **幾世橋 享明** 上席国税調査官

本セミナーは、毎年定期的を実施しており、当該年度における税制改正について解説いただいています。今回は、「贈与税の配偶者控除及び結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の特例の概要」と「法人税及び消費税関係を中心とした平成28年度税制改正のあらまし」の二部構成で実施しました。贈与税関係については、東京上野税務署資産課税部門・経廣上席国税調査官に担当いただき、法人税関係については、同署法人課税第一部門・幾世橋上席国税調査官によりお話しいただきました。タイムリーなテーマであり、当日は30名の参加をいただき、皆さん熱心に聴講していました。セミナー終了後には個別で質問される方もいらっしゃいました。お二人の上席国税調査官、お忙しい中ありがとうございました。



経廣 上席



幾世橋 上席



〈税務セミナー〉

法人税・消費税申告書の書き方

基礎知識を学び法人税・消費税の申告書作成まで

【日時】平成28年10月18日(火) 9:30～16:30

【会場】朝日信用金庫西町ビル7階

例年実施している、1日税務セミナーを10月18日に実施しました。講師は、東京上野税務署法人課税第一部門・幾世橋上席国税調査官にご担当いただきました。企業の経理責任者の方などで法人税・消費税申告の書き方にまだ不慣れな方を対象としており、「申告書を作成するための基礎知識」から、「企業グループと株主」、「欠損金と還付金」等の解説のあと、法人税の申告書の作成、消費税の申告書の作成といった課題をこなしていききました。参加者間での知識・経験の面での違いは見られましたが、皆さん真剣に丸1日という長時間のセミナーに取り組みされていました。是非、今後のお仕事に活用いただければと思います。幾世橋上席、お一人で長時間の講義お疲れ様でございました。



講師

東京上野税務署
法人課税第1部門

幾世橋 享明

上席国税調査官



〈経営セミナー〉

事業承継・自社株評価 10のポイント

【日時】平成28年11月16日
14:00～16:00
【場所】朝日信用金庫西町ビル7階

【講師】
すばる会計事務所
資産税部 部長
川島 紀之氏

台東区で40年、相続相談件数5,000件のすばる会計事務所から資産税部部長・川島紀之氏をお招きし、最近話題の「事業承継」・「自社株評価」について講義いただきました。川島氏は相続税申告、二次相続における遺産分割提案や遺言を得意とし、特に土地の評価による相続税の減額には定評があります。当日は、事業承継の10のポイントと自社株評価を下げる方法などをお話いただき、実際に自社株評価の具体例を用いた計算の仕方などをケース・スタディ方式で解説していただきました。受講者からは「自社株評価の具体的な事例が企業規模別に分類して説明されていたので勉強になった」など、役に立つセミナーであったと好評でした。



〈経営セミナー〉

会社数字の見方活かし方 読み方

【日時】平成28年12月8日(木)
13:30～16:30
【会場】朝日信用金庫西町ビル7階



講師

経営工房もんじゅの知恵 代表
中小企業診断士 / 行政書士

吉成 俊勝

自社の現状分析をはじめ経営改善に向けた経営計画を検討するためには、決算書の基本的な仕組みやキャッシュフローの正しい考え方を理解しておくことが必要不可欠となります。また、財務数字のポイントをおさえることは、取引先の財務状況を的確に把握し、安心した取引をするためにも必要です。本セミナーでは、決算書の見方から経営計画の立案・経営体質強化の取り組みなどに活用できる基本的な財務・会計実務について、基礎から丁寧に解説いただきました。講師である吉成俊勝氏は大手コンピュータメーカーにて、情報システムの営業職として勤務した後、多種多様な業界での業務を経験し、平成20年に中小企業診断士の資格を取得後独立・開業されました。その経験を活かした講義は、より具体的・実践的で、受講者の皆さんは熱心に講義を聴講していました。



新春
散歩

～ガイドと巡る～

柴又七福神めぐり

今年度の新春散歩は、柴又七福神めぐりを開催しました。寅さんでおなじみの柴又周辺は江戸の風情が今も残る趣のある町並みで、有名な柴又帝釈天の参道はこの日も大勢の人で賑わっていました。年明けのまだ寒い時期でしたが、幸いお天気にも恵まれ、当会の歴史散歩ではおなじみのガイド・高橋さんの名解説を聞きながら、七福神ゆかりの寺院を2時間ほどかけてゆっくりと巡ることができました。柴又界隈の歴史と活気を味わいながら半日ほどで一通り巡ることができる良い散歩コースで、参加者の皆様にもたいへん好評でした。皆様も是非一度、お時間のあるときに足を運んでみてください。



☆午前 10:00 京成高砂駅をスタート



シティガイドの高橋さん
今回もありがとうございました！

平成29年

1月14日(土)

10:00～

①観蔵寺(寿老人)



②医王寺(恵比寿天)



柴又駅前の
寅さん像

解散

⑦

⑥

⑤

④

①

京成高砂

★ 集合

③

新柴又

柴又帝釈天にて記念撮影

③宝生院(大黒天)



⑤題経寺(毘沙門天)

「柴又帝釈天」の名で
親しまれています



⑦良観寺(布袋尊)



④万福寺(福祿寿)



⑥真勝院(弁財天)



12:00頃解散
となりました。
参加者の皆様、
お疲れ様でした！



青年部会報告

「税金ジュニアスクール」



青年部会（富坂伸吾部会長）主催「税金ジュニアスクール」は昨年の黒門小学校・平成小学校・大正小学校の開催に続き、1月に谷中小学校・根岸小学校、上野小学校、金曾木小学校、2月に忍岡小学校、東泉小学校で開催しました。青年部会役員の方々の働きかけにより学校関係者の協力のもと、9校での実施を無事終わることが出来ました。

谷中小学校

平成 29年 1月 20日（金）
13:25～14:10



平成 29年 1月 21日（土）
8:50～9:35

根岸小学校



上野小学校

平成 29年 1月 23日（月）
13:35～14:20



平成 29年 1月 24日（火）
10:40～11:25

金曾木小学校



忍岡小学校

平成 29年 2月 13日（月）
10:40～11:25



平成 29年 2月 14日（火）
10:40～11:25

東泉小学校



第5回 役員会

【と き】平成 29年 1月 19日（木）12:00～
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会（富坂部会長）では、役員会において税金ジュニアスクール、今後の事業予定について話し合いを行いました。



▲富坂部会長



源泉部会報告

第6回研修会

「退職所得の源泉徴収事務」

【と き】平成 29年 2月 17日（金）13:30～
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル7階
【講 師】東京上野税務署法人課税第二部門
平部祐子上席国税調査官



▲平部上席国税調査官



青年・女性部会合同 「新年賀詞交歓会」

[と き] 平成29年2月9日(木)
18:00~
[と ころ] ホテル「パークサイド」

今年度も青年・女性部会合同「新年賀詞交歓会」を開催しました。美味しいお料理を頂きながらの楽しい歓談と、恒例のビンゴゲームやじゃんけん大会で大いに盛り上がり、明るい新年のスタートとなりました。



〈司会〉
志賀青年
副部会長

富坂青年部会長
中立女性部会長

挨拶
森重副会長

乾杯
小林会長

中締
金海副会長

ビンゴゲーム

〈ビンゴ進行〉
関青年幹事

今回も豪華景品が多数並びました。どれも魅力的で迷ってしまいますね！



会長賞
部会長賞

〈白熱する決勝戦！〉
特別賞の会長賞および青年・女性各部会長賞は、恒例のジャンケン勝ち抜き戦で行われました。

女性部会 社会貢献活動

女性部会では社会貢献活動として使用済み切手や新品タオルの回収を行っております。平成29年2月24日に、皆様からご提供いただきました「新品タオル」230枚、及び「雑巾」178枚を「社会福祉法人 台東区社会福祉事業団」(台東区三ノ輪1-27-11)に寄付させていただきましたので報告申し上げます。ご協力ありがとうございました。

第4回 女性部会幹事会

【日 時】平成29年2月9日(木) 17:00~
【場 所】ホテル「パークサイド」

〈協議事項〉

1. 「税に関する絵はがきコンクール」について
2. 「平成29年度行事予定」について
3. 「女性部会全体連絡会議」について
4. 全法連「法人会全国女性フォーラム(鹿児島大会)」について

女性部会(中立部会長)幹事会では、以上の内容が話し合われました。

中立女性部会長

いちごプロジェクト

法人会女性部会

ウォームシェアで心も体も暖かく！

「ウォームシェア」とはみんなで一つの部屋に集まって過ごし、暖かい場所に出かけて各家庭の暖房を止めて、エネルギー消費量を減らす取り組みです。暖かい鍋料理を家族や友人と囲んだり、コタツでみかんを食べながら、ご近所さんとおしゃべりに花を咲かせたり……コミュニケーションが深まります。外は寒いからといって家にこもらず、温泉や銭湯に出かけてリフレッシュしたり、スポーツで体を動かせば健康づくりにも役立ちます。

節電にご協力ください。

— 無理なく 無駄なく 快適に —
みんなで出来る冬の節電対策

お役に立ちます！冬の節電グッズ

部屋で一人で過ごす時、暖房の温度を上げるよりも自分自身が暖かい格好をすることで節電になります。保温性の高い下着や靴下を身に付けたり、毛布に袖のついた「着る毛布」もオススメです。両手が使えて動きやすく、カラフルでデザインも豊富です。昔ながらの湯たんぽも就寝時に布団やベットに入れておけば朝まで暖かさが持続します。お風呂の残り湯を利用すればさらに省エネ&エコロジーです。進化する節電グッズで寒い冬を暖かく過ごしましょう。



1. はじめに

今までは、資金繰りに困った時でも、銀行はお金を貸してくれました。

ここへきて利益の出ない企業が多くなっていますが、銀行は簡単にはお金を貸してくれなくなりました。それでも企業は生き延びなければなりません。

これからの企業は、企業内にはびこるあらゆる「ムダ取り」を行い、お客様にサービスを提供できる企業だけが存在を認められるのです。

2. ムダとは

昔は「無駄」と漢字で書いていました。

駄とは太い馬のことで、

この駄を利用して荷物の運賃を稼いでいたのです。これを駄賃と言います。駄賃を貰えない仕事や役に立たない仕事は駄賃がないから無駄と称していました。

これが無駄という言葉が生まれた経緯です。その後、漢字で標記するのは経済的でないということから、最近ではカタカナで書くようになりました。一般にムダは「役に立たないこと」とか、「利益にならないこと」と言われています。これだけでは、ムダに対して人それぞれの見方が違ってしまいます。

たとえば、販売の売上げが伸びている時は、在庫を持っていても余り感じないものですが、販売部門の人たちにとって、欠品は最大の敵です。そのため在庫は「必要」となります。

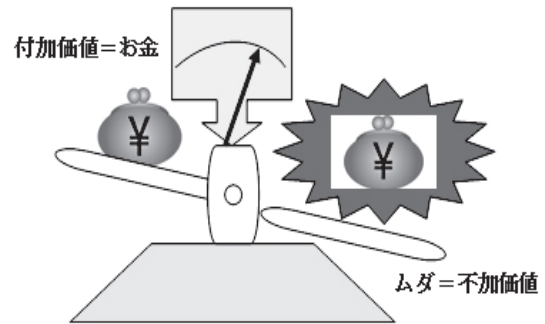
ところが、いまのように売上げが落ち込んでくると、在庫は悪魔に変身します。

とくに経営者にとって資金難は、大変つらい。すなわち在庫は「悪」となってしまいます。

また、一口に電話のムダと言っても、すべての電話がムダとは言いきれません。有益なものやムダとを、どう切り分けるかが大変難しいのです。

そこで発想を変え、有益なことは、「付加価値=お金になるもの」として、それ以外のものをムダとすればよいでしょう。

つまり、ムダとは「付加価値=お金」以外のものを指してみると「ムダ=不加価値」がはっきりと見えてきます。(右上図)



3. こんな現象がありませんか？

会社の中を見たときに、下記のような危険なシグナルが発信されていたら、会社存続が危ぶまれます。

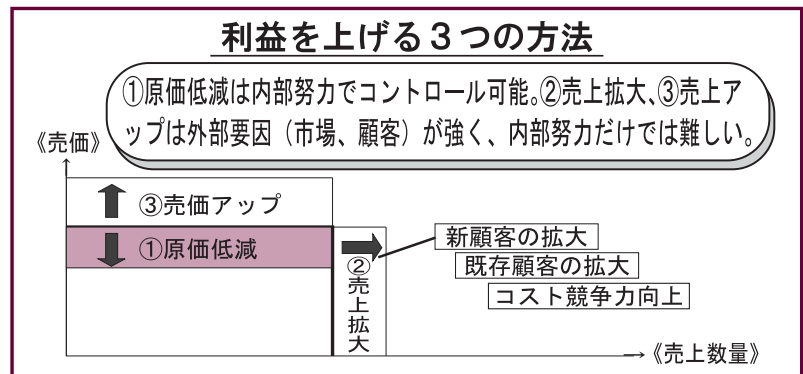
- ①売上金額や仕入れ金額が日々管理されていない。
- ②生産計画や管理板がない。
- ③不良が多くいつもクレームに悩まされている。
- ④いつ使うかわからないものがあちこちにある。
- ⑤どこに何が、いくつあるか担当者でなければわからない。
- ⑥重い部品をエンヤコラと運んでいる。
- ⑦今日のノルマが終わり、得意気に明日の分を造っている。
- ⑧会議がやたら多い。
- ⑨通路にいらぬものが置いてある。
- ⑩事務用品を探し回っている。

4. 今こそムダ取りが必要です！

売上げを拡大していくのには、新規顧客の開拓やピーター客の確保などあらゆる方法で攻めなければ達成できません。

まして売価アップはよほど他社との差別化がないと外部要因に押されて難しいものです。

そこへ行くと原価低減は、内部努力でコントロールが可能です。なかでも、企業内のムダ取りは、経営に直結した効果が期待できます。



5. ムダ発生のメカニズムを知ろう！

- 1) ムダはこのように発生します
それではこうしたムダは、なぜ発生するのか。
「管理部門」、「製造部門」、「検査部門」を

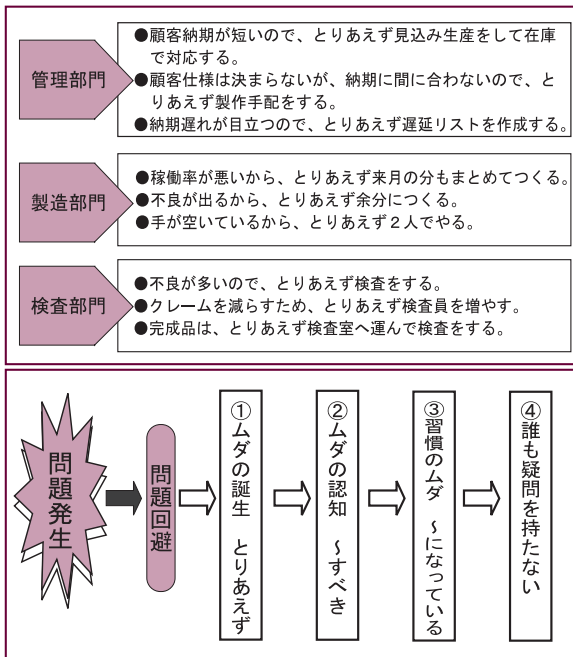
例に示すと、下図のようになります。

2) 発生と定着のメカニズムを知ろう！

下図に示すように、一度逃避した問題は、①ムダとして誕生する。しばらくするとそれは、「・・・すべき」といった、②ムダの認知がされます。たとえば在庫を持つべきなどはその例です。

次第に「・・・になっている」といった、③習慣のムダに退化し、在庫を持つことに抵抗がなくなってしまう。

そして、いつしか④誰も疑問を持たなくなり、ムダが企業の体質となってしまうのです。これがムダ発生メカニズムです。



6. ムダの種類

どんな企業でも工場でもムダが山積みしています。ムダの種類は、管理のムダ、歩行のムダ、品質のムダ、重複のムダ、停滞のムダ、誤りのムダ、確認のムダなどいろいろと発生しています。

次にそのムダの代表的な種類を挙げてみましょう。

① 1歩で1秒のムダが発生します！

一日中、作業者について歩いた距離を万歩計で測定したところ、約8km歩き全稼働時間の15%がムダな歩行でした。

1日に発生したムダな時間は10分と大きい。この間はお金にならないムダな作業をやっていたことになります。

② 会議にも生産性があります！

管理のムダの中に会議の時間のムダがあります。会議は5分前には集合して、会議にも生産性があることを忘れないで進める必要があります。

③ モノを探すムダをなくしましょう！

モノを探す行為は、何の価値もありません。

その時間がムダになるだけでなく、見つからないと仕事のペースが乱れてしまいます。

そのため、仕事の効率を低下させてしまうことにもなるのです。

④ 不良は会社の命にかかわる問題！

不良やクレームが増大していたら、会社の存続に足を引張ってしまいます。

会社の生命線のカギは、品質です。あやまりや事後処理のために、人が多いムダなどは直ぐに手を打つべきです。

7. ムダの見つけ方

現場に立つたら現実を観て、現物に触れることです。

現状を否定しながら、今やっていることを最低なことだと思えば「お金にならないムダ」が見えてきます。

ムダ取りの着眼点は、①やめる、とる、きる、ゼロにする。②へらす、短くする。③かえる、選ぶ。などです。

下のチェックシートは、ムダ発見用のチェックシートで、徹底的にムダを明らかにするためのリストです。

自己診断をして、ムダ取りに活用しよう。

① 診断…ムダの質問通りであれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」に○印をする。

② ムダの大きさ… 1：ムダが小、 2：ムダが中、 3：ムダが大

ムダの内容	診断		ムダの大きさ	真因及び改善案
	はい	いいえ		
造り過ぎのムダ	・ 売上計画や生産計画がない			
	・ 計画通りにいっていない			
	・ 人手が余っている			
	・ 計画は平準化されていない			
	・ ロットまとめのバッチ生産である			
在庫のムダ	・ 棚や置き場の在庫量が多い			
	・ 棚や置き場のスペースが広い			
	・ 通路に在庫などを置いてある			
	・ 在庫量が目で確認できない			
運搬のムダ	・ 運搬しにくい置き方である			
	・ 運搬の際、積み替えをする			
	・ 前後工程でいずれかが707が異なる			
	・ 運搬は人手である			
	・ 運搬の距離が長い			
不良をつくるムダ	・ 後工程からのクレームがある			
	・ 人のミスが発生する			
	・ 工場内に検査がない			
	・ 欠品不良が発生する			
	・ 異品混入が発生する			
	・ 不良を改善活動につなげていない			
動作のムダ	・ 歩行がある			
	・ 振向き作業がある			
	・ 肩を動かす作業がある			
	・ 左右いずれかの手の遊びがある			
	・ 作業の動線が毎回異なる			
合計				

広報委員が心に留まった記事をお届けします

広報委員の興味しんしん

江戸の花見 三つの風景

広報委員長：木村雄二
(上野桜守の会 運営委員長)



『東都上野花見之図・清水堂』 歌川広重画 国立国会図書館蔵

立春を過ぎると早咲きの桜の便りも各地から届き始め、春の訪れを感じ始めるのではないのでしょうか。上野公園の桜は皆さんもちろんご覧になっていると思いますが、この季節は世界の人々のあこがれの地となり、花の時期は朝から大勢の外国人観光客が訪れます。桜は日本で一番人気のある花ですから、植物学、文学、社会学、香料や染料としての活用など様々な方面からアプローチすることができますが、今回は江戸時代の花見の歴史をたどってみようと思います。

上野公園の桜は三代将軍家光の時代、1625（寛永2）年に創建された寛永寺の境内に、天海僧正が奈良の吉野の山桜を取り寄せて植えたのが始まりとされています。17世紀半ばには既に花見の名所となり、大勢の人々が花見に訪れるようになりました。当時は上野や浅草は江戸のはずれで、いわゆる下町ではなく、下町の人々が楽しみに訪れる場所でした。封建社会で休みもなく自由も制限されている時代でしたが、花見だけは別物で、老若男女、貴賤、身分にかかわらず、大勢の人々が連れだって花見に出かけました。多くの書物や錦絵にその風景が描かれています。

上の絵は、上野公園内に現存する清水観音堂を背景に花見の風俗を描いたものです。

女性たちが着飾っている様子がわかりますね。『紫の一本（ひともと）』という本には、本来正月に新調する小袖（着物）を正月にはつくらずに、花見に合わせて作り、最大限のおしゃれをして出かける様子が描かれています。お弁当も良い材料を使い十分に凝ったものを用意し、お酒をたくさん持って家族、奉公人共々一緒になって出掛けたようです。宴会も踊りあり唄ありでとても賑やかだったようですが、短冊に和歌や俳句を書いて桜の枝につるして皆に見てもらふ風習もありました。清水観音堂の境内に秋色（しゅうしき）桜という桜があります。「お秋（あき）」という少女が読んだ俳句が寛永寺の住職に認められたという話があり、その俳句を書いた短冊を結んだ木だということで、お秋さんの俳号から名付けられました。当時大変な話題となったようで、講談の親孝行話となって今に伝えられています。

このように江戸随一の花見の名所上野は大勢の人々で賑わいましたが、江戸の町も大きく発展し人口が増えたこともあり、八代将軍吉宗により庶民の行楽地として飛鳥山など各地に花の名所がつけられました。その中でも近場で自由に花見のできる場所として隅田堤が人気となりました。



『花見帰り隅田の渡し』 溪斎英泉画 [文化 - 天保頃] 国立国会図書館蔵

この絵は背景に筑波山が見えることから、台東区側から墨田区側を見ているところのようです。当時は隅田川に掛けられた橋は少なく、舟で川を渡るのが一般的でした。花見の場所は墨田区側だったので、ほろ酔い気分で隅田堤あたりから船に乗って帰ってきた風景のようです。

桜をよく見ると、花と共に葉が描かれています。現在は花が咲き終わってから葉が出てくる染井吉野が都市部の桜の約 80% といわれていますが、当時は花と葉が一緒にでる山桜が人気だったため、桜もこのように描かれました。



『東都名所新吉原五丁町弥生花盛全図』 一立斎(歌川)広重画 国立国会図書館蔵

この絵は吉原の桜並木の絵です。並木といっても一年中植えられていたわけではなく、花が咲くころになると根がついた状態で丸ごと持ってきて柵で囲ったそうで、一夜のうち桜並木が出現したといわれています。木一本の重さは大変な重量で、よくこれだけの物を人力で運んだものです。どこから持ってきたかという資料を私は見たことがないのですが、川口の安行あたりから船に乗せて運んできたのではないかと推測しています。

桜の原産地はヒマラヤのふもとで、中国大陸を通して日本に来たわけですが、日本では花の鑑賞と宴会とが結びついて独自の文化をつくって来ました。桜の花は日本人が改良を重ねて育てあげたもので、宴会は日本人の和の精神により盛んになったのでしょう。昔から日本人の最高の楽しみが花見だったわけで、桜の便りがあると何となくむずむずするのは、花見の文化が日本人の心に深く浸透しているからではないでしょうか。

加算税制度（国税通則法）の改正のあらまし

平成 28 年度の税制改正により、国税通則法の一部が改正され、その中で加算税制度の見直しが行われました。

なお、改正後の制度は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限又は法定納期限（法定申告期限又は法定納期限とみなされる期限を含みます。）（以下「法定申告期限等」といいます。）が到来する国税から適用されます。

1. 調査通知を受けて修正申告等を行う場合の加算税の見直し

修正申告書（期限後申告に係るものを除きます。）が、調査に関する一定の事項の通知（以下「調査通知」といいます。）以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 5%（期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分は 10%）の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課すこととされました。

また、期限後申告書（その修正申告書を含みます。）についても、調査通知以後に提出され、かつ、その提出が調査による更正又は決定を予知してされたものでない場合には、その申告に基づいて納付すべき税額に 10%（50 万円を超える部分は 15%）の割合を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課すこととされました。

- 「調査通知」とは、①実地の調査を行う旨、②調査の対象となる税目、③調査の対象となる期間の 3 項目の通知をいいます。
- 調査通知前、かつ、更正等予知前の修正申告等については、今回の見直し後においても引き続き、過少申告加算税は課されません（無申告加算税が課される場合の加算税割合は 5%です。）。

2. 短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置の導入

期限後申告等（注）があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税（調査による更正又は決定の予知後に課されたものに限ります。）又は重加算税を課された（徴収された）ことがあるときは、その期限後申告等に基づき課する（徴収する）無申告加算税又は重加算税の額は、その期限後申告等に基づいて納付すべき税額に 10%の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とすることとされました。

（注） 期限後申告等とは、①期限後申告書又は修正申告書の提出（更正又は決定を予知してされたものに限ります。）
②更正又は決定の処分、③納税の告知又は告知を受けることなくされた納付をいいます。

- この加重措置は、平成 29 年 1 月 1 日以後に法定申告期限等が到来する国税について、期限後申告等があった場合に適用されます。そのため、平成 28 年 12 月 31 日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課される加算税には、この加重措置の適用はありません。
- 期限後申告等のあった日が加重措置適用の判定における基準日となるため、基準日から遡って 5 年以内に無申告加算税又は重加算税が課されたことがあるか否かの判定においては、平成 28 年 12 月 31 日以前に法定申告期限等が到来した国税に係る期限後申告等に基づき課された加算税を含めて判定されます。
- 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、今回の新たな加重措置の適用はありません。

- 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp
- ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

平成29年
1月4日から

インターネットを利用した 国税のクレジットカード納付が始まります

スマートフォン
からも利用可能

平成29年1月4日から、インターネットを利用した国税のクレジットカード納付を開始します。
お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末から「国税クレジットカードお支払サイト」
(<http://kokuzei.noufu.jp>)へアクセスし、納付手続きが行えます。

※国税庁長官が指定した納付受託者（トヨタファイナンス株式会社）へ、国税の納付の立替払いを委託
する手続となります。

24時間
利用可能

ご利用に当たって（注意事項）

- クレジットカード納付では、納付税額に応じた**決済手数料がかかります**（最初の1万円までは76円（消費税別）、以後1万円を超えるごとに76円（消費税別）が加算されます。）。
※決済手数料は、国の収入になるものではありません。
- クレジットカード納付ができる金額は、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額（決済手数料を含む）です。
- 利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARDです。
- クレジットカード納付では、**領収証書は発行されません**。
領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。
- 「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続きが完了すると、その納付手続きの取消しはできません。
- 納付手続きの完了後、その納付手続きにより納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。
- 金融機関や税務署の**窓口では、クレジットカードによる納付はできません**。
- クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。
- 源泉所得税（納税告知分以外）のクレジットカード納付は平成29年6月からの開始を予定しています。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

国税庁

検索

平成29年度国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使し、適正な課税を維持し、また租税収入を確保するための事務を行います。

- ◆受験資格◆
 - 1 昭和62年4月2日～平成8年4月1日生まれの者
 - 2 平成8年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成30年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◆申込手続◆

申込方法	インターネット申込み 人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。 [http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html]
受付期間	平成29年3月31日（金）9時～平成29年4月12日（水）[受信有効]
受験案内交付期間	平成29年2月1日（水）～平成29年4月12日（水） 9時～17時（土・日曜日及び祝日を除く。）
受験案内交付場所	東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所） （注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。 [http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm]

- ◆試験日◆
 - 第1次試験 平成29年6月11日（日）
 - 第2次試験 平成29年7月12日（水）～平成29年7月19日（水）のうち指定された日時

（注）詳細については、お気軽に東京上野税務署総務課（Tel 03-3821-9001 内線312）までお尋ねください。

表紙 <<五條天神の河津桜>> 撮影:須賀広報委員

■平成29年3月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

日本を支える中小企業！

～次世代に伝えたい
「今」と「これから」～



ダイヤ精機株式会社 代表取締役

諏訪貴子氏

公益社団法人 上野法人会
第6回 通常総会

平成29年 6月 13日 (火)

総会 17:30～

懇談会 19:00～ (懇談会費 5,000円)

東天紅 上野本店

台東区池之端 1-4-1 TEL 3828-5111

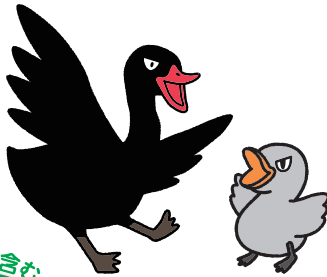
会員の皆様には別途往復はがきにてご案内をいたします

【と き】平成29年 6月 13日 (火)
16:00～17:20

【と ころ】東天紅
上野本店 3F 「鳳凰の間」
台東区池之端 1-4-1 TEL 3828-5111

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

新登場



がんを含む
病気や
ケガの
備えに

ちゃんと応える
医療保険
EVER



心配な
「がん」の
備えに

新 生きるための
がん保険 Days

©商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

東京第三支社 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 17F
法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。 AF法推-2017-0007-1702028 1月30日

資料請求はインターネットで
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

No.1

アフラックは
がん保険・医療保険
契約件数 No.1
平成28年度(インシチュアランス生命保険統計)

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度